

知多市省エネ家電普及促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知多市省エネ家電普及促進補助金（以下「補助金」という。）は、家庭向けの電化製品（以下「家電」という。）について、一定以上の省エネ性能を有する製品への転換を促進し、電気料金の高騰による一般家庭の経済負担を軽減するとともに、地球温暖化対策への関心を高めることにより、温室効果ガス排出量の削減を図るため、補助金の交付の対象となる家電（以下「補助対象家電」という。）を買い換え、及び設置した者に対し予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象家電)

第2条 補助対象家電は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) エア・コンディショナー 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度：2027年度）が100%以上であるもの
- (2) 電気冷蔵庫 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度：2021年度）が100%以上であるもの

2 補助対象家電に求める共通事項は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和8年4月1日から令和9年2月28日までに、市内の販売店から購入し、及び令和9年3月8日までに、自らが住所を有する居宅に設置したもの（事務所等の居住スペース以外に設置した場合を除く。）
- (2) 既存製品の買換えであるもの
- (3) 新品（未使用）であるもの
- (4) 自ら購入したもの（リース及びレンタルを除く。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81

号)により記録されている者

(2) 市税を滞納していない者

(3) 転売を目的として補助対象家電を購入していない者

(4) 同一世帯で本補助金及び本補助金と対象が重複する国その他地方公共団体の補助金の交付を既に受けていない者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でない者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、購入した補助対象家電の本体費用（税抜金額）の合計金額から値引き金額を差し引いたものとし、工事等の設置に要する費用は対象外とする。ただし、複数の家電を購入した場合に、領収書又はレシート（以下「領収書等」という。）に補助対象家電の値引きについて記載がないときは、値引き金額の合計額に、補助対象家電の本体費用の合計金額を領収書等の合計金額で除して得た数を乗じて得た額を補助対象家電の本体費用（税抜金額）の合計金額から差し引くものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表第1に定める額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知多市省エネ家電普及促進補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、令和8年4月1日から令和9年3月8日までに市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象家電購入に係る領収書等の写しで、次に掲げる事項が全て記載されているもの

ア 購入日

イ 購入店名

ウ 購入製品の種類

エ 本体費用、工事費、消費税その他補助対象家電購入費用の内訳（値引きが

ある場合は、当該金額を含む。)

(2) 購入した補助対象家電の型番及び製品番号が記載されたメーカー発行の保証書の写し又は補助対象家電に貼付された型番及び製品番号ラベルを撮影したものの

(3) 申請に係る補助対象家電購入日以降の日付の家電リサイクル券の控えの写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号に掲げる書類は、同項第1号に掲げる書類に家電リサイクル料金が記載されている場合は省略することができる。

3 第1項に規定する申請の方法は、窓口への持参又はあいち電子申請・届出システムにおける当該補助金申請フォームへの入力及び送信（以下「電子申請」という。）によるものとする。

4 第1項の規定による申請の受付は、先着順に行う。ただし、受け付ける補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは、申請期限が到来する前に受付を停止する。

5 第1項に規定する申請のうち、予算の範囲を超える見込みとなった日の受付については、前項の規定にかかわらず、その日の受付時間内に窓口へ持参されたもの及びその日に電子申請されたものについて抽選を行い、順番を決定するものとする。

6 申請は、1世帯につき1回を限度とする。

（交付の決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及び額を決定し、速やかに知多市省エネ家電普及促進補助金交付決定通知書兼確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、条件を付すことができる。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに知多市省エネ家電普及促進補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、令和9年3月12日までに市長に知多市省エネ家電普及促進補助金交付請求書(第4号様式)を提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金を受けようとしたとき。
- (3) 補助金の交付を受けた補助対象家電(以下「取得財産」という。)を第三者に転売し、又は譲渡する等、補助金の交付の目的以外に補助対象家電を使用したとき。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間(以下「取得財産処分制限期間」という。)を経過した場合は、この限りでない。
- (4) 補助対象家電を返品したとき。
- (5) その他市長が適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、申請者に対し、速やかに知多市省エネ家電普及促進補助金交付決定取消通知書兼確定取消通知書(第5号様式)により、その旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(取得財産の処分)

第11条 申請者は、取得財産を、取得財産処分制限期間内に売却、譲渡、交換、廃棄、貸付け、担保に供与し、その他の理由により補助金の交付の目的に反して使用するときは、あらかじめ財産処分届出書(第6号様式)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認め

たときは、処分の承認をし、及びその承認に条件を付し、財産処分承認通知書（第7号様式）により、その承認事項及び条件を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項により処分の承認をするときは、交付した補助金のうち別表第2に定める額を、市に返還させることができる。ただし、2以上の補助対象家電により補助金の額を決定している場合は、補助金の額に、処分する補助対象家電の補助対象経費を各補助対象経費の合計額で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 取得財産の処分により利益が生じた場合は、前項に規定する額と利益の額との合計額について返還させることができる。

（調査等）

第12条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において申請者に対し調査等を行うことができる。

2 申請者は、市長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費の合計額（税抜）	補助金額
20,000円以上50,000円未満	4,000円
50,000円以上100,000円未満	10,000円
100,000円以上150,000円未満	20,000円
150,000円以上200,000円未満	30,000円
200,000円以上	40,000円

別表第2（第11条関係）

既に使用した年数	補助金返還額
1年未満	補助金額全額
1年以上	補助金額を取得財産処分制限期間で除した額に取得財産処分制限期間から既に使用した年数（1年未満切り捨て）を減じた年数を乗じて得た額（1円未満切り捨て）

第1号様式（第6条関係）

知多市省エネ家電普及促進補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

別表の内容について同意及び誓約の上、次のとおり知多市省エネ家電普及促進補助金の交付を申請します。

家電種類	メーカー	型番	購入日及び設置日	購入金額(税抜)
			購入日 年 月 日 設置日 年 月 日	円
			購入日 年 月 日 設置日 年 月 日	円
値引きがある場合は値引き額				▲ 円
合計				円
購 入 店				

添付書類

- (1) 補助対象経費に係る領収書等の写し（購入日、購入店名、購入製品の種類、本体費用、工事費、消費税その他補助対象家電購入費用の内訳（値引きがある場合は、当該金額を含む。）が全て記載されているもの）
- (2) 補助対象家電の型番及び製品番号が記載されたメーカー発行の保証書の写し又は補助対象家電に貼付された型番及び製品番号ラベルを撮影したもの
- (3) 補助対象家電購入日以降の日付の家電リサイクル券の控えの写し（領収書等に家電リサイクル料金が記載されている場合は省略可）

別表（知多市省エネ家電普及促進に係る確約事項）

番号	内容
1	購入した家電が、知多市省エネ家電普及促進補助金交付要綱第2条に規定する補助対象家電である。
2	申請に必要な添付書類を全て添付している。
3	申請者本人又は同一世帯員が本補助金及び本補助金と対象が重複する国その他地方公共団体の補助金の交付を受けていない。
4	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でない。
5	補助金受領後に1～4の各項目の内容と相違が発生した場合は、交付された補助金全額を市が指定する期日までに返還する。
6	補助対象家電を、耐用年数等に相当する期間内に処分した場合は、知多市省エネ家電普及促進補助金交付要綱の規定に従い、補助金を返還する。
7	本補助金の交付事務に必要な内容に関し、市が住民基本台帳の閲覧や市税の納税状況を確認することに同意する。
8	市が補助事業の適正な実施を図るため、補助金交付前又は交付後において、補助対象家電に関する調査等（補助対象家電の設置場所への入室等）を依頼した場合は、必ず協力する。

第4号様式（第8条関係）

知多市省エネ家電普及促進補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付の決定及び額の確定
を受けた知多市省エネ家電普及促進補助金について、次のとおり請求します。

請 求 金 額		円
補 助 対 象 家 電		エア・コンディショナー
		電気冷蔵庫

振込先には次の口座を指定します。（申請者名義口座）

金融機関名、店名、預金種別、口座番号、口座名義人の分かる
通帳の写しを貼付してください。
(通帳がない場合は、キャッシュカードの写し)

第6号様式（第11条関係）

財産処分届出書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

知多市省エネ家電普及促進補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり財産を処分することを届け出ます。

1 交付決定番号

2 補助対象家電

3 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

売 却	譲 渡	交 換	廃 棄	貸 付	担 保	その他
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

「その他」については具体的に記入してください。

()

4 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 処分の理由

6 処分による収益の額

